

(4) 理事 若干名

(5) 監事 若干名

(役員を選出)

第六条 役員を選出は次のとおりとする。

(1) 会長、監事は総会で選任する。

(2) 会長は副会長、会計、理事、を指名し総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第七条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は予算に基づき本会の一切の会計・計理を執行する。

(4) 理事は本会の会務の運営にあたる。

(5) 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第八条 役員の仕事は二年とする。ただし再任を妨げない。

補欠のため選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(地区および班)

第九条 本会は地域を三地区にして運営する。

地区には班をおいて運営し、班には、班長をおく。

班長は班において、選任する。

(顧問および相談役)

第十条 本会には顧問および相談役をおくことができる。

顧問および相談役は役員会の議を経て会長が委嘱する。

第四章 会議

(総会)

第十一条 定期総会は会計年度終了後二ヶ月以内に開催する。

必要に応じて臨時総会を開催することができる。